

文部科学大臣 末松 信介 殿
文化庁長官 都倉 俊一 殿

令和4年3月1日

特定非営利活動法人 舞台芸術制作者オープンネットワーク
理事長 塚口麻里子 有志一同

要望書

この度、特定非営利活動法人 映像産業振興機構 ARTS for the future!2事務局より発表された「文化庁 令和3年度補正予算事業 ARTS for the future!2（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）募集要項（2022年2月15日 Ver.1.0）」の記載について下記の通り要望申し上げます。

27頁「5. 補助金額 5-3. 従事人員の考え方」において、「一般に、警備、会場の施工・設営、受付、会場案内、チケット販売、印刷、配信、HP制作、宣伝、広報等に従事する者は、文化芸術活動に関する専門的な技能者とは考えないためカウントできません。」との表記があります。しかしながら、記載の職能においては劇場等、特殊な環境下での観客の鑑賞・安全性確保、クオリティの高い文化芸術を広く社会と接続するための、舞台芸術の専門知識や経験を有する業務も含まれております。

この記載は、全国で活動するアートマネジメントスタッフ等、業務に従事する者や、芸術系大学でアートマネジメントを学ぶ学生らの専門性を否定しており、その思いを傷付けることにもなりかねません。

そもそも文化芸術推進基本計画の戦略に「文化芸術を支える人材は、我が国の文化芸術の持続的な発展に不可欠であることから、年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材（文化施設・文化芸術団体の経営者、企画・広報やマーケティング等に従事するアートマネジメント人材、企画制作者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員等）を確保する。」と掲げているのは文化庁自身です。この「従事人員の考え方」が文化芸術推進基本計画と明らかに矛盾していることを認識した上で、内容を下記の通り修正していくことを求めます。

記

同頁の記載を撤回・変更するように要望いたします。

一、「文化芸術活動に関する専門的な技能者とは考えない」を撤回。

一、「・制作スタッフ等（音響、照明、大道具、小道具、衣装、メイク等）」を「スタッフ等（音響、照明、大道具、小道具、衣装、メイク、制作、製作、プロデューサー等）」へ変更。

以上

・添付資料：

①文化芸術推進基本計画（第1期）「戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成」

②第5期文化政策部会(第4回)資料3

アートマネジメント人材の育成及び活用について（論点整理案）

添付資料① 文化芸術推進基本計画（第1期）「戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成」

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

- 芸術家等のみならず、文化芸術を支える人材は、我が国の文化芸術の持続的な発展に不可欠であることから、年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材（文化施設・文化芸術団体の経営者、企画・広報やマーケティング等に従事するアートマネジメント人材、企画制作者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員等）を確保する。
- 専門人材について、キャリア段階（職業経験）に応じた教育訓練・研修等を通じて専門性を高め、文化芸術の価値を高める人材を育成し、文化芸術の発展を目指す。
- 文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、学芸員等に関しては、適切な保存・活用双方の観点から、専門的な知見を持つ人々の育成を遂げる。
- アートマネジメント人材や文化財の修理等の担い手の社会的意義等についての理解を促し、将来の文化芸術の担い手である子供たちが、子供の頃から文化芸術の魅力に触れ、理解を深めることのできる機会の充実を図る。
- 地方公共団体においては、地域の歴史や風土に根付いた文化的特色を踏まえ、その特色を生かした活動を推進すべきであり、地方の文化行政を担う人材の育成や体制の充実が期待される。

添付資料② 第5期文化政策部会(第4回)資料3

アートマネジメント人材の育成及び活用について（論点整理案）

The screenshot shows the top navigation bar of the Japanese Cultural Agency website. It includes the agency's logo, language options (English, Japanese), and utility links like 'よくある質問' (FAQ), 'サイトマップ' (Sitemap), and '文字サイズ' (Text Size). A search bar and a 'お問い合わせ' (Contact Us) button are also present. Below the navigation bar is a horizontal menu with icons for '文化庁の紹介' (Introduction), '政策について' (Policy), '行事・シンポジウム' (Events/Symposiums), '広報・報道・お知らせ' (Public Relations/News), '統計・白書・出版物' (Statistics/White Papers/Publications), and '申請・募集・情報公開' (Applications/Recruitment/Information Disclosure). The breadcrumb trail indicates the current page is '資料3' (Material 3) under the '政策について' (Policy) section.

資料3

資料3

アートマネジメント人材の育成及び活用について（論点整理案）

1. 基本的な考え方

(1)アートマネジメントの必要性

- アートマネジメントは、文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担うものであり、公演や作品等の企画・制作、資金の獲得など、芸術を発展させるために不可欠。
- 芸術家は創造活動に専念し、芸術を支え受け手のニーズを汲み上げるアートマネジメントを担う人材との間で分担・協力して、芸術の発信力を高めていくことが必要。
- 各地に多くの劇場・ホール等の文化施設が整備されてきたが、ソフト面の充実が課題となっており、アートマネジメントの役割を担う人材の充実が必要。

(2)アートマネジメントの考え方

- アートマネジメント人材がどのような場所でのどのような目標を持って活躍していくことができるのかを明確にすべき。
【アートマネジメントを担う人材の職務内容（例）】
 - （劇場・ホール等の文化施設、実演団体等の芸術団体）
 - 公演や作品等の企画・構成・制作、マーケティング・資金獲得、営業・渉外・広報等の業務
 - （メセナ財団等の中間支援組織）
 - 文化施設や芸術団体と企業等とのコーディネート等の業務
- アートマネジメントという言葉は十分浸透しておらず、アートマネジメントの概念の明確化や、わかりやすい言い換えを検討すべきではないか。

(3)アートマネジメント人材に求める資質・能力

- アートマネジメント人材に対するマーケット側の需要にあった資質・能力を有する人材を育成することが必要。
【アートマネジメント人材に求められる資質・能力（例）】
 - 文化芸術に関する幅広い知識と興味を持ち、芸術家を支え、鑑賞者にとって魅力的な公演や作品を制作する能力
 - 文化芸術の価値を鑑賞者や地域住民、行政などにわかりやすく発信していく能力
 - 公的助成や企業の支援など文化芸術のための資金を獲得する能力
 - 会計、著作権等に関する知識・経験を持ち、芸術性と経済性を両立した経営ができる能力

政策について

文化行政の基礎

芸術文化

文化財

著作権

国際文化交流・国際貢献

国際施策・日本語教育

宗教法人と宗務行政

博物館

各種助成金・支援制度一覧

文化審議会・懇談会等